

史跡丸亀城跡 城内施設
指定管理者 募集要項

令和 8 年 8 月
丸亀市教育委員会

～ 目 次 ～

1. 対象施設の概要	1
(1)施設の名称	
(2)施設の所在地及び概要	
(3)施設の設備器具等	
2. 施設の管理運営	1
(1)文化財の活用	
(2)管理運営の基本的考え方	
3. 施設の利用実績	2
4. 指定期間	3
5. 指定管理者の業務の範囲等	3
(1)関係法令等の遵守	
(2)指定管理者が行う業務	
6. 指定管理業務の基準等	4
(1)休館日	
(2)開館時間	
(3)使用の許可	
(4)許可の取消し及び利用の制限	
(5)個人情報の保護	
(6)情報公開	
(7)文書等の管理保存	
(8)環境への配慮	
(9)人権への配慮	
(10)障がいのある人への合理的配慮	
(11)文化財への配慮	
(12)保険への加入	
7. 観覧料等の収受等	6
(1)観覧料及び使用料の徴収及び収納	
(2)利用料金制の適用	
(3)利用料金	
(4)観覧料等の減免	
8. 指定管理料等	7
(1)指定管理料	
(2)成果連動型指定管理料	
(3)賃金・物価水準の変動への対応	
(4)管理口座・区分経理	

9. 指定管理者とのリスク分担等	8
(1)指定管理者とのリスク分担	
(2)物品等の帰属	
10. 業務委託の制限	8
11. 応募資格（欠格条項）	8
12. 応募の手続き	9
(1)募集（受付）期間	
(2)提出先	
(3)応募書類の種類	
(4)応募書類の提出部数	
(5)質問方法	
(6)質問への回答	
(7)応募にあたっての留意事項	
13. 応募団体の審査	11
(1)審査方法（プレゼンテーションの実施）	
(2)審査基準	
(3)指定管理者選定委員会での審査方法	
(4)選定委員等との接触の禁止	
(5)選定結果の通知及び公表	
14. 指定管理者の指定	12
15. 協定の締結	12
16. その他指定後の注意事項	12
(1)立入検査	
(2)指定の取り消し等	
(3)業務の継続が困難となった場合の措置等	
(4)監査	
17. スケジュール	13
18. 窓口（問い合わせ先）	13

地方公共団体が設置する公の施設については、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって当該地方公共団体が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができます。

丸亀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、丸亀市史跡等管理条例（以下「史跡等管理条例」という。）第 1 条に規定する丸亀城天守及び丸亀城大手一の門ならびに丸亀城延寿閣別館城泊施設条例（以下「城泊施設条例」という。）第 1 条に規定する丸亀城延寿閣別館の管理運営に関する業務を、効率的かつ効果的に行うため、本募集要項のとおり指定管理者を募集します。

1. 対象施設の概要

(1)施設の名称

丸亀城天守、丸亀城大手一の門、丸亀城延寿閣別館（以下「丸亀城内施設」という。）

(2)施設の所在地及び概要

別紙「対象施設の概要」のとおり。（以下資料参照）

資料 1-1「丸亀城天守平面図」

資料 1-2「丸亀城大手一の門平面図」

資料 1-3「丸亀城延寿閣別館平面図」

(3)施設の設備器具等（以下資料参照）

- ① 施設の設備 資料 2-1「丸亀城天守設備一覧」
資料 2-2「丸亀城大手一の門設備一覧」
資料 2-3「丸亀城延寿閣別館設備一覧」
- ② 施設の器具等 資料 3-1「丸亀城天守備品一覧」
資料 3-2「丸亀城大手一の門備品一覧」
資料 3-3「丸亀城延寿閣別館備品一覧」

2. 施設の管理運営

(1)文化財の活用

教育委員会は、史跡丸亀城跡地内にある丸亀城内施設の歴史的建造物について、各々の特性を活かした機能分担により、効果的な利活用を図ることで市民の文化振興はもとより、本市の観光まちづくりの推進ならびに文化財の保存・活用に繋げるものとします。

(2)管理運営の基本的考え方

丸亀城内施設の管理運営にあたっては、次に掲げる基本的な考え方に沿って行うこととします。

- ① 丸亀城内施設は文化財であるとともに公開施設であることから、建物及び展示品の管理を適切に行うこと。
- ② 施設利用者の安全確保を第一とすること。
- ③ 利用者に対して親切・丁寧な対応を心掛け、快適に利用できる施設環境の維持に努

めること。

- ④ 利用者のニーズを常に把握し、施設の効率的・弾力的運営を行うこと。
- ⑤ 管理運営費の縮減に努めること。
- ⑥ 適切な広報を行うなど、丸亀城内施設の利用促進を積極的に図ること。
- ⑦ 個人情報の保護を徹底すること。

3. 施設の利用実績

● 天守入場者数等

(令和5年度 直営)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
人数	10,983	13,951	6,688	7,822	12,453	9,456
徴収額	1,883,620	2,498,760	1,221,440	1,386,940	2,157,720	1,700,640

10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
11,671	13,064	8,424	8,560	8,788	13,118	124,978
2,104,380	2,331,020	1,487,880	1,508,820	1,585,700	2,350,220	22,217,140

(令和6年度 指定管理開始・入城料改定 大人200円⇒400円など)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
人数	11,181	11,993	6,090	6,905	10,788	9,474
徴収額	3,701,520	3,983,280	2,124,400	2,322,400	3,474,000	3,143,040

10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
13,151	13,660	8,875	7,980	7,718	12,429	120,244
4,331,520	4,692,800	2,986,240	2,660,640	2,607,360	4,200,160	40,227,360

(令和7年度 指定管理2年目)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
人数	11,364	11,859	5,847	6,675	12,108	7,513
徴収額	3,730,400	4,031,760	2,055,840	2,245,120	3,791,080	2,664,060

10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
10,296	12,832	8,932	7,519	7,591	13,236	115,772
3,582,780	4,366,680	3,014,280	2,391,080	2,640,760	4,396,560	38,910,400

● 大手一の門貸館利用

令和6年度 4件 107名

令和7年度 16件 1,364名

● 延寿閣別館城泊

令和6年度宿泊数 3組6名(令和6年7月開始)

令和7年度宿泊数 2組6名

令和8年度宿泊数 2組6名(令和8年7月末現在)

(宿泊料金) 1,265,000円(1泊2日2名 宿泊+夕朝食+体験プログラム)

275,000円(1泊2日2名 宿泊のみ、令和8年8月追加)

4. 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日まで（7 年間）

5. 指定管理者の業務の範囲等

(1)関係法令等の遵守

指定管理者は、丸亀城内施設の管理業務を行うにあたり、次に掲げる法令、市条例、規則その他規定（以下「法令等」という。）を遵守しなければなりません。

- ① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ② 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ③ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ④ 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ⑤ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）
- ⑥ 都市公園法（昭和 31 年法律第 214 号）
- ⑦ 丸亀市史跡等管理条例（平成 17 年条例第 79 号）
- ⑧ 丸亀城延寿閣別館城泊施設条例（令和 5 年条例第 33 号）
- ⑨ 丸亀市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年条例第 198 号）
- ⑩ 丸亀市情報公開条例（平成 17 年条例第 21 号）
- ⑪ その他、施設の維持、保守点検等に関する関係法令、通知等

(2)指定管理者が行う業務

- ① 施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理
 - ア 施設等の保守点検及び清掃
 - イ 施設等の警備
 - ウ 施設等に係る経費の支払い（電気料金、上下水道料金は教育委員会が支払う。）
- ② 施設の観覧、使用、宿泊（以下「観覧等」という。）に関する事務
 - ア 観覧等の受付及び許可
 - イ 観覧等の制限
 - ウ 観覧等を行う者の増加につながる業務
- ③ 観覧料、使用料、宿泊料（以下「観覧料等」という。）の徴収等
 - ア 観覧料等の徴収及び収納事務
 - イ 観覧料等の減額・免除事務
- ④ 城泊事業の実施
 - ア 延寿閣別館における宿泊利用客の対応及び体験事業の実施
 - イ 上記以外のオプション事業の実施
 - ウ 城泊事業内容の企画立案及び営業活動など
- ⑤ 事業報告書等の提出
 - ア 事業報告書の作成及び教育委員会への提出
 - イ 次年度の事業計画書、収支予算書等の作成及び教育委員会への提出

⑥ 丸亀市（以下「市」という。）及び教育委員会への協力業務

ア 市及び教育委員会の施策の企画・立案に対する協力

イ 市及び教育委員会が開催する行事、視察等に対する協力

⑦その他市及び教育委員会が必要と認める業務

(3)自主事業について

自主事業とは、「5.(2)指定管理者が行う業務」のほか、丸亀城の魅力向上や利用促進に資することを目的とした催事等を実施する事業、利用者へのサービス向上を図る事業及びその他施設の機能増進や活性化につながる以下の事業とします。

なお、自主事業の計画及び実施にはあらかじめ教育委員会の承認が必要です。また、自主事業に要する経費に教育委員会が支払う指定管理料を充てることはできません。自主事業の提案にあたって収益が見込まれる場合、その収益の一部を市又は利用者に還元することも提案を求めます。

① にぎわいを創出するためのイベントの実施

② 講座・講演会等の実施

③ オリジナルグッズの販売

④ 物販・飲食事業

⑤ 基本の共用時間外の施設の供用

⑥ その他指定管理者の提案により実施する事業

6. 指定管理業務の基準等

(1)休館日

施設は無休とします。

※ ただし、指定管理者が必要とするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、休館することができます。

(2)開館時間

天守及び大手一の門：午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

延寿閣別館：午後 3 時から翌日正午まで

※ 指定管理者が必要とするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、開館時間を変更することができます。

(3)使用の許可

使用の許可は、史跡等管理条例第 4 条及び城泊施設条例第 5 条に基づき、公平かつ公正に行うこととします。

(4)許可の取消し及び利用の制限

史跡等管理条例第 4 条第 4 項各号又は城泊施設条例第 6 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、使用条件の変更、使用の中止の命令、使用の許可の取り消しを行うことができます。ただし、この場合、事前に教育委員会と協議をすることとします。また、史跡等管理条例第 8 条又は城泊施設条例第 6 条に該当するときは、施設の利用を制限す

ることができます。

(5)個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律等の関係法令の規定に基づき、管理業務の遂行に伴う個人情報について適切に取り扱うとともに、必要な措置を講じなければなりません。また、業務上知り得た情報を他に漏らしたり、不当な目的に使用したりしてはなりません。指定期間が終了した後も同様です。個人情報の漏えい等の行為については、関係法令に規定する罰則が適用される場合があります。

(6)情報公開

指定管理者が施設の管理を行うにあたり保有する情報の開示及び提供は、教育委員会の指示に従い必要な措置を講じなければなりません。

(7)文書等の管理保存

指定管理者は、管理業務の遂行にあたり作成又は収受した書類等をその他の業務の書類等とは別に管理し、丸亀市公文書等の管理に関する条例（令和3年条例第5号）第24条第2項に基づき管理業務に係る書類等を明確にして適切に保存しなければなりません。

(8)環境への配慮

指定管理者は、管理業務を行うにあたり、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に関する事項や、本市が宣言している「ゼロカーボンシティ」の取り組みの推進に協力するとともに、環境保全等に配慮しなければなりません。

(9)人権への配慮

指定管理者は、公正な採用試験を行い、管理業務を行うにあたっては、丸亀市人権を尊重し多様性を認め合うまちを実現する条例（令和2年条例第49号）に基づき、事業者の責務として、構成員の人権に関する知識や理解を深めるために必要な取り組みを行うとともに、事業活動における差別をなくし、人権尊重のまちづくりに寄与するよう努めなければなりません。

(10)障がいのある人への合理的配慮

指定管理者は、管理業務を行うにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、障がいのある人から何らかの配慮を求める意見の表明があった場合には、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮をしなければなりません。

(11)文化財への配慮

丸亀城内施設は、国指定重要文化財である天守や大手一の門、国登録有形文化財である延寿閣別館という文化的価値の高い資産であることから、施設の管理・保存について特に留意してください。また、施設の管理運営上、文化財保護の観点から判断が必要な際には、その都度教育委員会と協議してください。

(12)保険への加入

指定管理者は、故意又は過失により、市及び教育委員会又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。そのため、施設利用者や第三者への損害又は業務上の瑕疵により生ずる損害の賠償に対処できるような賠償能力を確保するため、適切な保険に加入してください。

市では、市及び教育委員会の責任に帰すべき事由による第三者に対しての損害を賠償するために、全国市長会市民総合賠償補償保険に加入しており、この保険は、すべての指定管理者も賠償責任保険の被保険者とみなすことができるとされています。そのため、指定管理者が当該保険の補償内容で賠償に対応できると判断した場合においては、重複して保険に加入する必要はありません。ただし、指定管理者の賠償すべき額が当該保険の支払限度額を超える場合は、指定管理者の自己負担となります。

支払限度額の範囲内であっても、指定管理者が独自に行う自主事業など事案により、指定管理者に自己負担が生じる場合もあります。また、指定管理者の責任に帰する事由により損害を受けた第三者の求めに応じ、市及び教育委員会が損害を賠償したときは、市及び教育委員会は、指定管理者に対して求償権を有することに留意してください。

7. 観覧料等の収受等

(1)観覧料及び使用料の徴収及び収納

指定管理者は史跡等管理条例第 6 条に規定する天守観覧料及び大手一の門使用料を徴収し、市に納付するものとします。

(2)利用料金制の適用

城泊施設条例第 8 条に規定する宿泊料については利用料金制度を導入し、指定管理者の収入とします。なお、城泊事業による収益の一部は、本市の貴重な文化財である丸亀城を後世まで残し伝えるための維持管理費用の一部として市に納付していただくこととします。

納付額または納付率については提案を求めることとしますが、単に納付額の多寡ではなく、持続可能な運営計画に基づく適切な納付提案を高く評価することとします。

【城泊収益の一部を市に納付する例】

例 1（売上高連動型）：売上高の〇％、又は城泊 1 泊ごとに〇〇円

例 2（利益連動型）；営業利益の〇％

例 3（段階逡減（増）型）：営業利益〇〇円以下 〇％

営業利益〇〇円超～〇〇円以下 〇％

営業利益〇〇円超 〇％

など。（固定額と利益連動を組み合わせる方式なども考えられますが、いずれにしても 3 施設のうち、城泊事業単独の収支計算が必要と考えます。）

(3)利用料金

宿泊料金は、同条第 2 項に定める額の範囲内であらかじめ教育委員会の承認を得て指

定管理者が定めることとします。なお、複数のプランを設定することも可とします。また、追加オプションの料金については同項に定める額の対象外とします。

(4) 観覧料等の減免

指定管理者は、利用者が史跡等管理条例第7条第2項又は城泊施設条例第9条の規定に該当する場合、観覧料等を減額又は免除しなければなりません。

8. 指定管理料等

(1) 指定管理料

指定管理者は、施設の管理・運営業務に係る費用を、指定管理料と利用料金収入、その他の収入で賄うものとします。指定管理料は、教育委員会の方針に従い、指定管理者が提案する次年度の事業計画書及び収支予算書に基づき、教育委員会と指定管理者が締結する年度別協定書で毎年度定めます。

指定管理料の総額（7年間）は1億5,600万円以内（消費税及び地方消費税その他一切の経費を含む。）とします。なお、提案する指定管理料の総額が1億5,600万円を超過した団体は失格となります。

また、指定管理料の支払方法については、教育委員会と指定管理者が協議のうえ、協定書で定めます。

(2) 成果連動型指定管理料

天守の利用促進及びサービス向上に向けた指定管理者の創意工夫を促すため、基本指定管理料とは別に成果連動型指定管理料を設け、基本指定管理料に加算して支払います。

成果連動型指定管理料は、当該年度における天守入場料収入及び天守入場者数の実績に基づき、次の算定式により算出した額とします。

【成果連動型指定管理料計算式】

$$\frac{(\text{天守入場料収入実績額} - 40,000,000 \text{ 円}) \times 50\% \times (\text{天守入場者数実績} \div 120,000 \text{ 人})}{}$$

※ 1万円未満切り捨て

※ 天守入場料の改定があった場合、また感染症の流行、災害、天守改修等、特別な事情があった場合は、教育委員会と指定管理者との協議により基準となる額を定める。

※ 算出値がマイナスになる場合は、「0円」とする。

(3) 賃金・物価水準の変動への対応

提案された人件費及び物件費のうち、賃金及び物価水準を示す指標を基に算出した変動率が一定水準を超える場合に、年度ごとに見直し額を算出し、当該年度の指定管理料について、スライド制度による増減額を反映させるとともに、翌年度以降の指定管理料にもスライド制度による増減を反映させます。制度の詳細については、「丸亀市指定管理者制度における指定管理料スライド制度運用の手引き」を参照してください。

(4) 管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経費及び収入は団体等自体の口座とは別口座で管理してください。また、指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

9. 指定管理者とのリスク分担等

(1) 指定管理者とのリスク分担

資料4「丸亀城内施設リスク分担表」のとおりとします。ただし、資料4で定める事項に疑義がある場合又は資料4に定めのないリスクが生じた場合は、教育委員会と指定管理者が協議のうえリスク分担を決定するものとします。

なお、必要であれば教育委員会と指定管理者が協議のうえ、項目を追加して協定で詳細な部分についてのリスク分担を決定しておくことも可能です。

(2) 施設改修など

令和8年8月現在において、城内施設の改修等予定はありませんが、指定期間中に不測の事態により改修等を要し、休館した場合などにあっては、改修・休館期間中の事業計画、収支計画及び指定管理料は、別途協議のうえ決定することとし、今回の募集において提出する事業計画書については、改修等の工事が行われないことを前提に作成してください。

(3) 物品等の帰属

- ① 教育委員会が指定管理者に対して指定管理料により物品を購入させるときは、購入後の物品は教育委員会の所属に帰するものとします。
- ② 指定管理者が自ら購入及び持ち込んだ物品は、指定管理者の所属に帰するものとします。指定管理者の物品は、その所属が明らかとなるよう物品にシール・ラベル等で明示してください。
- ③ 指定管理者は、教育委員会の所有に属する物品について物品管理簿等を備えて、その保管に係る物品を整理し、購入及び廃棄等の異動をする場合には、教育委員会と協議のうえ行ってください。

10. 業務委託の制限

指定管理者は、本業務を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせてはいけません。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を受けた場合は、指定管理者の責任において、業務の一部を第三者へ委託又は請け負わせることは差し支えありません。

11. 応募資格（欠格条項）

指定管理者に応募することができるものは、法人等（企業、NPO法人、その他法人又は任意団体）、又は2法人等によるグループ（以下「共同事業体」という。）とします。共同事業体で応募する場合は、代表法人を定めてください。応募日以降に共同事業体を構成する法人（以下「構成法人」という。）の変更は原則として認めません。

また、次に掲げる事項のいずれかに該当する法人は、指定管理者に応募することができません。共同事業体で応募する場合は、構成法人すべてが応募資格を有している必要があります。構成法人は複数の共同事業体の構成法人となること、又は単独で応募することはできません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しない

団体等

- ② 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により市又は他の地方公共団体から指定管理を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない団体等
- ③ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により市又は他の地方公共団体から指定管理に係る業務の全部又は一部の停止を命じられ、その停止期間満了の日から 6 か月を経過しない団体等
- ④ 税（国税、香川県税及び丸亀市税）を滞納している団体等
- ⑤ 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしている団体等
- ⑥ 市又は他の地方公共団体が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている団体等
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある法人又は団体及びそれらの利益となる活動を行うもの
- ⑧ 暴力団関係者（暴力団員又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴対法第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）であると認められるもの
- ⑨ 自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるもの
- ⑩ 暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるもの
- ⑪ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
- ⑫ ⑧から⑪までのいずれかに該当する者であると知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等これを利用したと認められるもの
- ⑬ ⑧から⑪までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（⑫に該当する場合を除く。）に、委託者が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったと認められるもの

12. 応募の手続き

(1) 募集（受付）期間

令和 8 年 8 月 26 日(水)から令和 8 年 10 月 16 日(金)まで
(最終日の午後 5 時 15 分までに必着のこと)

(2) 提出先

〒763-0025 丸亀市一番丁 丸亀城内 資料館
丸亀市教育委員会 教育部 文化財保存活用課

(3) 応募書類の種類

- ① 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- ② 事業計画書（様式第 2 号）
- ③ 収支予算書（様式第 3 号）
- ④ 定款、寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類するものの写し）
- ⑤ 団体等の直近 3 か年度分の事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他これに類するもの
- ⑥ 法人の場合は、法人の国税、県税、市税それぞれの完納証明書
- ⑦ 指定管理者の応募資格の欠格条項（「11.応募資格」参照）に該当しないことを説明した書類（様式第 4 号）
- ⑧ 共同事業体により応募する場合の共同事業体協定書の写し（様式第 5 号）
- ⑨ 共同事業体により応募する場合の共同事業体委任状（様式第 6 号）

(4) 応募書類の提出部数

正本 1 部及び副本 8 部を提出してください。副本は、正本を複写して作成して差し支えありません。

(5) 質問方法

質問は、書面（様式自由）により丸亀市教育委員会教育部文化財保存活用課へ持参、Fax 又は E-mail にて提出してください。電話、来訪など口頭による質問には応じません。質問の提出締切は、令和 8 年 9 月 24 日（木）午後 5 時 15 分必着とします。

(6) 質問への回答

質問への回答は、令和 8 年 10 月 2 日（金）までに丸亀市ホームページにて回答します。

(7) 応募にあたっての留意事項

① 応募に係る費用

応募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

② 虚偽の記載及び申告等

応募書類に虚偽の記載があった場合は、応募申請を無効とし、応募者を失格とします。応募にあたって、虚偽の申告等を行った場合にも、応募申請を無効とし、応募者を失格とします。

③ 応募者の資格要件

応募申請後に、本募集要項「11.応募資格（欠格条項）」に定める欠格条項に該当した場合は、応募者を失格とします。

④ 提出書類の変更の禁止

教育委員会が受理した応募書類の内容については、明らかな間違いや軽微な修正を

除き、内容を変更することはできません。

⑤ 重複提案の禁止

ひとつの法人等が複数の提案をすることはできません。

⑥ 応募書類の取扱い

教育委員会が受理した応募書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

⑦ 応募書類の著作権及び公表

応募書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、教育委員会は、選定結果の公表等に必要の場合には、提案書の内容を使用できるものとします。なお、応募書類及び追加資料は、丸亀市情報公開条例に基づき、公開することがあります。

⑧ 申請の撤回

応募書類を教育委員会へ提出後に申請を撤回する場合は、辞退届（様式自由）を教育委員会に提出してください。

⑨ 特許権等

申請内容に含まれる特許権、実用新案件、意匠権、商標権等の日本国の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を使用した結果生じた責任は、すべて応募した団体等が負うものとします。

⑩ 資料の提出

教育委員会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

13. 応募団体の審査

(1) 審査方法（プレゼンテーションの実施）

教育委員会は、丸亀市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 158 号）第 4 条に規定する指定管理者選定委員会を設置し、審査します。指定管理者選定委員会では応募書類（主に事業計画書（様式第 2 号））に基づきプレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションは 10 月下旬を予定しており、日時の詳細は応募資格を満たした者に個別に連絡します。

プレゼンテーションにおいては、プロジェクタースクリーンは教育委員会で準備いたしますので、パソコンのみご持参ください。持ち時間は 55 分（準備 5 分、提案 30 分、質疑応答 15 分、片付け 5 分）とします。

(2) 審査基準

指定管理者選定委員会での審査は、丸亀市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条に定める選定基準に則り、「別紙審査基準」の各項目を評価することにより行います。なお、合計得点が総配点の 100 分の 60 に満たない場合は、選定対象となりません。

(3) 選定委員等との接触の禁止

申請者は、指定管理者選定委員会の委員及び関係市職員と本件提案についての接触（応募書類の提出時、応募書類に関する聴き取り等正当な理由がある場合を除く。）を禁止します。なお、接触の事実が認められた場合は、失格とすることがあります。

(4)選定結果の通知及び公表

教育委員会は、審査の結果を申請者に書面で通知するとともに、市ホームページで公表します（令和 8 年 11 月上旬予定）。

14. 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、指定管理者候補者を丸亀城内施設の指定管理者とする旨の議案を、令和 8 年丸亀市議会 12 月定例会に提出し、議決を経て行うものとします。

教育委員会は、指定管理者の指定を行った場合、指定した団体に文書で通知するとともに、丸亀市教育委員会公告式規則に基づき告示します。

15. 協定の締結

教育委員会と指定管理者は、指定管理者の指定後速やかに、教育委員会と指定管理者が締結する協定の内容その他指定管理者が行う管理業務に必要な事項を協議し、指定の期間を通して、管理業務等を定める基本協定と指定管理料を定める年度別協定をそれぞれ締結するものとします。

16. その他指定後の注意事項

(1)立入検査

教育委員会は、必要に応じて施設、物品、各種帳簿、管理状況等について実地検査を行います。

(2)指定の取り消し等

指定管理者が教育委員会の指示に従わないとき、又はその他指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、教育委員会は指定管理者に対し、その指定の取消し又は業務の全部又は一部の停止を命じることができます。その場合、指定管理者に損害が生じて、教育委員会はその賠償の責任を負わないものとします。教育委員会に損害が生じた場合、損害指定管理者はその損害を賠償しなければなりません。

不可抗力その他教育委員会又は指定管理者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合には、教育委員会と指定管理者は、業務の継続等について協議するものとします。

(3)評価の実施及び公表

教育委員会は、施設設置者としての説明責任を果たすとともに、サービス水準の維持・向上を図るため、毎年度、指定管理者による施設の管理運営状況を点検・評価し、その結果を公表します。

また、指定期間 3 年終了後には管理運営状況の中間評価を実施し、評価の結果、施設の管理運営が協定書、又は事業計画書に定める水準を満たしていないと認めるときは、教育委員会は指定管理者に対し、改善措置を指示することができるものとします。

指定管理者は、改善指示を受けたときは、改善計画書を提出しなければなりません。改善計画の実施後もなお管理運営の改善が認められず、又は当該指定管理者による管理

の継続が適当でないと認めるときは、教育委員会は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定の取消し、その他必要な措置を講ずることができるものとします。

(4) 監査

指定管理者の行う公の施設の管理業務に係る出納その他の事務の執行については、地方自治法第 199 条第 7 項に規定する監査委員、地方自治法第 252 条の 42 第 1 項及び丸亀市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成 21 年条例第 5 号）第 2 条第 4 項第 5 号に規定する外部監査人による監査を行う場合があります。

17. スケジュール

項目	期間
募集期間	令和 8 年 8 月 26 日（水）から 令和 8 年 10 月 16 日（金）まで
質問受付期間	令和 8 年 9 月 24 日（木）まで
質問回答	令和 8 年 10 月 2 日（金）
プレゼンテーション	令和 8 年 10 月下旬
審査結果通知	令和 8 年 11 月上旬
指定管理者の指定（議決）	令和 8 年市議会 12 月定例会
指定管理業務開始	令和 9 年 4 月 1 日（木）

18. 窓口（問い合わせ先）

担当部署	丸亀市教育委員会 教育部 文化財保存活用課
担当者名	大林、七座
住 所	〒763-0025 香川県丸亀市一番丁 丸亀城内 資料館
電話番号	0877-23-2111（内線 7702） 0877-22-6278（直通）
Fax	0877-25-2439
E-mail	bunkazai-k@city.marugame.lg.jp